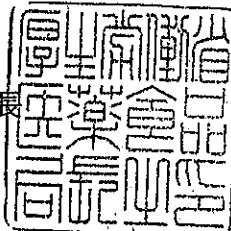




薬食発 0629 第3号  
平成24年6月29日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長

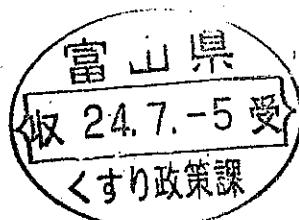


出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（薬事法関係）の施行について

日本国籍を有していない者が、薬事法（昭和35年法律第145号）第36条の4第2項に規定する登録（以下「販売従事登録」という。）を受けようとする場合は、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第159条の7第2項第2号の規定に基づき、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の3第2項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書を申請書に添えなければならないとされているところである。

今般、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）の一部の施行に伴い、外国人登録法が廃止されること等を踏まえ、本日、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第97号。別添参照。）が公布されたところである。

この省令の改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適正な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。



記 :

第一 改正の内容

日本国籍を有していない者が、販売従事登録を受けようとする場合に申請書に添えなければならない書類を住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）としたこと。

第二 施行日

平成24年7月9日

○厚生労働省令第十九十七号  
出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基いて日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号)の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づいて日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の改訂に関する命令を次のようく定める。

平成二十四年六月二十九日

厚生労働大臣 小畠山洋子

出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基いて日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の改訂に関する命令

#### (健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(昭和十五年内務省令第三十六号)の一部を次のようく改正する。  
第二百四十七条第一項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を「の等」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中規則)第十九条の三各号に掲げる者)と、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」と改める。

#### (職業安定法施行規則の一部改正)

第二条 職業安定法施行規則(昭和二十二年劳働省令第十一号)の一部を次のようく改正する。  
第二百四十七条第一項第一号ハ中「外国人にあつては、外国人登録証明書。以下同じ。」を「の等」(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中規則)第十九条の三各号に規定する者)と、「外国人登録証明書」を「旅券その他の身分を証する書類」と改める。  
第三条 職業安定法施行規則(昭和二十二年劳働省令第十一号)第一項第一号ハ中「日本国籍の有無を証明した者は、日本国籍を離脱した者の出入口事務に關する特別法(平成三年法律第七十九号)に定める特別永住者にあつては住民票の写し(国籍法及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。)」と、「出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。」を改める。

第四条 職業安定法施行規則(昭和二十二年劳働省令第十一号)の一部を次のようく改正する。  
(※職業安定法施行規則の一部改正)

第五条 職業安定法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十四号)の一部を次のようく改正する。  
第一項第一項第一号ハ中「販賣業者」を「輸出業者又は販賣業者又は」を改め、「事項」の下に「(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中規則)在留者及び日本国籍との平和条約に基いて日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十九号)に定める特別永住者にあつては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等」を加え、「又は外国人登録証明書の写し」が「(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)」と改め、同条第四項第一号中「販賣業者」を「輸出業者又は」に改め、「又は外国人登録証明書の写し」を削る。





第三条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（住民基本台帳法）の申請の事由を記する書類」とし、「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等を記載したものに限る。第五条第一項において同じ。」及び前項の申請の事由を記する書類とし、「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等を記載する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し及び同項の申請の事由を記する書類とする。」に改める。

第五条第一項中「若しくは」を「又は」に「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を記する書類とし、「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等を記載する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し及び同項の申請の事由を記する書類とする。」に改める。

第六条第一項中「（日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）を削る。」に改める。

（未適用復活法施行規則の一部改正）

第十条 未適用復活法施行規則（平成二年厚生省令第十七号）の一部を次のよう改正する。

令第114号（昭和四十九年）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理及び難民認定法（平成二年法律第二百四十九号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）に改めては、住民基本台帳法第十五条の四十五に規定する國籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等を記載する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

（未適用復活法施行規則の一部改正）

第十一条 未適用復活法施行規則（平成二年厚生省令第十七号）の下記「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第114号）」に改めることとする。

（平成六年厚生省令第63号）の一部を次のよう改正する。

第十三条第二項第一項中「又は外国人登録原票の記載事項証明書の写し」を「又は」に「日本の国籍を有しない者については、住民票の写し（住民票格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）に改めては、住民票を有しない者については、外国人登録原票の記載事項証明書）を「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等を記載する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第13号）の一部を次のよう改正する。

第十五条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第114号）に改めては、住民票を有しない者については、外国人登録原票の記載事項証明書）を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し」として改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第40号）の一部を次のよう改正する。

第十七条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「又は出世族」に改め「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第114号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者）に改め、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する國籍を有しない者については旅券その他の身分を記する書類とする。」に改める。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「又は」に改め「又は住民票」を「又は住民票」に改め、「（出入国管理及び難民認定法（昭和四十二年法律第八十一号）第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し）」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条第四項中「外国人登録証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する國籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）」を削る。

（教育教養手法施行規則の一部改正）

第十一条 教育教養手法施行規則（平成三年厚生省令第十四号）の一部を次のよう改正する。

第一条の二第一項第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者（以下「中長期在留者」という。）及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理及び難民認定法（昭和四十二年法律第八十一号）に定める特別永住者（以下「特別永住者」という。）に改め、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

（教育教養手法施行規則の一部改正）

第十五条 第一条の二第一項に規定する者等を「又は住民票」に改め「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する國籍を有しない者については旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

（教育教養手法施行規則の一部改正）

第十九条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。

（未適用復活法施行規則の一部改正）

第十一条 未適用復活法施行規則（平成二年厚生省令第十七号）の一部を次のよう改正する。

（未適用復活法施行規則の一部改正）

第十五条 第一条の二第一項に規定する者等を「又は住民票」に改め「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十号）に定める特別永住者においては、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する國籍を有しない者については旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

（未適用復活法施行規則の一部改正）

第十九条の三各項に規定する者等については、旅券その他の身分を記する書類の写し」として改めることとする。

第三条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録証明書」を「中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し及び同項の申請の事由を記する書類」とし、「出入国管理及び難民認定法第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し及び同項の申請の事由を記する書類とする。」に改める。

（中国残留邦人等の田邊な韓国の促進及び永住帰國後の自立の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）に改めては、住民票を有しない者については、外国人登録原票の記載事項証明書）を「又は」に「日本の国籍を有しない者については、住民票の写し（住民票格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）に改めては、住民票を有しない者については、外国人登録原票の記載事項証明書）を「又は」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十五条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）に改めては、住民票を有しない者については、外国人登録原票の記載事項証明書）を「又は」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「又は出世族」に改め「事項」の下に「（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百四十九号）第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し）」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「又は」に改め「又は住民票」を「又は住民票」に改め、「（出入国管理及び難民認定法（昭和四十二年法律第八十一号）第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し）」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十八条 第一条の二第一項に規定する在留資格を「又は」に改め「又は住民票」を「又は住民票」に改め、「（出入国管理及び難民認定法（昭和四十二年法律第八十一号）第十九条の三各項に規定する者等については旅券その他の身分を記する書類の写し）」に改めることとする。

（原子炉施設操縦者に対する接觸に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条第一項中「日本の国籍を有しない者については、外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書」を削る。



新雇保則第六条第一項の雇用保険被保険者資格取得届、新雇保則第七条第一項の雇用保険被保険者資格喪失届、新雇保則第十四条第一項の雇用保険被保険者氏名変更届、新雇保則第二百四十六条第一項第一号の雇用保険被保険者資格取得届(光ディスク等提出用紙活用及び同項第一号の雇用保険被保険者資格喪失届(光ディスク等提出用紙)提出は、当分の間、なお旧雇保則の相当要式によることができる。

○ 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（販売従事登録の申請）

第一百五十九条の七 （略）

2 （略）

一 （略）

一 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。）又は住民票記載事項証明書（同法第七条第一号から第二号までに掲げる事項及び同法第三十条の四十五に規定する国籍等を記載したものに限る。））

第一百五十九条の七 （略）

2 （略）

一 （略）

二 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（日本国籍を有していない者については、外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の登録原票の写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書）

3 四  
（略）  
（略）

三  
（略）

四  
（略）  
（略）

